

## 函館市U I Jターン相談コーナー業務運営要領

(設置)

第1条 首都圏等に在住する函館出身者など、函館での就業を希望する求職者の函館への移住を促進するとともに、函館で事業を行っている企業が求める人材の確保を支援することにより、企業の技術力の向上と企業活動の活発化を促進するために、市にU I Jターン相談コーナーを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市U I Jターン相談コーナー

位置 函館市東雲町4番13号 函館市経済部雇用労政課内

(業務内容)

第3条 U I Jターン相談コーナー（以下「相談コーナー」という。）では、次の業務を行う。

(1) U I Jターン希望者（以下「求職者」という。）および人材を求める企業（以下「求人企業」という。）からの就業に関する相談に応ずること。

(2) 求職者および求人企業からの申し込みを受けて、求職情報および求人情報を登録し、登録情報のうち個人情報に該当しない情報の相互提供により、求職者と求人企業との間における雇用関係の成立を斡旋すること。

2 業務に係る相談および情報提供は、面談、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールによるほか、インターネットを利用して行うものとする。

3 相談コーナーへの登録は、インターネットを利用して行うものとする。

(位置づけ)

第4条 前条第1項第2号の業務については、職業安定法第33条に規

定する無料職業紹介事業として行うものである。

(利用者)

第5条 相談コーナーを利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 函館公共職業安定所管外に居住する求職者
- (2) 函館公共職業安定所管内に居住する求職者
- (3) 函館市内に事業所を有する求人企業

(求職者・求人企業の登録および情報提供)

第6条 前条第1号に規定する求職者は、相談コーナーに氏名、連絡先、学歴、職歴、資格・免許等の情報（以下、「求職者情報」という。）を登録することができる。

- 2 前条第2号に規定する求職者は、相談コーナーに求職者情報を登録することができない。
- 3 前条第3号に規定する求人企業は、相談コーナーに、企業名、連絡先、事業内容、求人職種、求人数、採用担当者名等の情報を登録することができる。
- 4 相談コーナーは、登録された情報のうち個人が特定されない情報について、相談コーナーのサイト上のIDおよびパスワードで保護されたページで公開する。
- 5 相談コーナーのサイト上のIDおよびパスワードで保護されたページを閲覧するため、登録者に対し、IDおよびパスワードを発行する。
- 6 登録された情報は、定期的に登録者の意志を確認し、継続の意志が確認された情報のみ登録を継続する。

(サイト上の運用の停止等)

第7条 市長は、相談コーナーのサイト上の運用を停止するときは、利用者に対し、あらかじめその旨をサイト上で通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認められるときは、利用者に事前に通知することなく、相談コーナーのサイト上の運用を停止することができる。
  - (1) 相談コーナーの保守点検、更新等を緊急に行う必要があるとき。
  - (2) 天災その他の不可抗力により、相談コーナーの運用が困難になっ

たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報セキュリティの確保その他やむを得ない理由により、相談コーナーの運用が困難になったとき。

(個人情報取り扱い)

第8条 利用者の個人情報は、函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）および函館市UIJターン無料職業紹介所個人情報適正管理規程に基づき、その取り扱いに十分注意するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第9条 市長は、相談コーナーの運営にあたり、情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。